

正解

No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5	No. 6	No. 7	No. 8	No. 9	No.10
(2)	(3)	(5)	(3)	(3)	(5)	(1)	(1)	(2)	(1)
正解率	正解率	正解率	正解率	正解率	正解率	正解率	正解率	正解率	正解率
88%	92%	88%	98%	74%	92%	96%	74%	88%	74%

1 法の下での平等

正解 (2)

- (1) 正しい。「法の下に平等」であるとは、法の適用の平等のみならず法の内容の平等をも意味する。すなわち、行政府や司法府が法の適用において国民を差別してはならないということだけではなく、立法府においても国民を差別するような法律を制定してはならないということの意味するものである。
- (2) 誤り。憲法 14 条 1 項にいう「法」とは、国会の制定する形式的意味の法律に限るという意味ではない。ここでいう「法」とは、あらゆる実質的意味の法を意味し、政令・条例などの成文法のみならず判例法・慣習法などの不文法も含まれる。
- (3) 正しい。枝文のとおり。「平等」とは、法の与える利益の面、例えば、教育や選挙権等において平等に取り扱われること、及び法が課する不利益の面、例えば、課税や刑罰において等しい取扱いを受けることを意味している。
- (4) 正しい。憲法 14 条 1 項の「平等」とは、機械的・絶対的平等を意味するものではない。ここでいう「平等」とは、恣意的・差別的取扱いを禁止するということである。現実を無視して人間を形式的・機械的に扱うことは、実質的には不平等という結果を招くことになるからである。
- (5) 正しい。枝文のとおり。判例は、条例による地域的取扱いの不平等が問題となった事案で、「憲法が各地方公共団体の条例制定権を認める以上、地域によって差別を生ずることは当然に予期されることであるから、かかる差別は憲法みずから容認するところであると解すべきである。」と判示している（最大判昭 33・10・15）。

2 国民の義務

正解 (3)

- (1) 正しい。人権の歴史的性格とその保持のために必要な国民の責務について定めている憲法 12 条は、人権の基本的精神を示したものにすぎず、そ

れ以上に何らかの法的効果を生じさせるものではないと解されている。

- (2) 正しい。選挙権は、選挙という方法で、国家意思の形成に参加する国民の基本的権利であるが、同時に、国家機関の選定という意味で、公務執行の性格も併せ有する権利である。このように、選挙権は義務的性格を有しないわけではないが、憲法上、選挙権行使を義務付ける規定はなく、我が国の現在の制度においては、法律上も義務とはされていない。
- (3) 誤り。憲法 26 条 2 項前段は、枝文のように義務教育制度を定めているが、この義務は、保護すべき子女を持つ国民が、その子女に対して負うものである。この義務を受けて学校教育法は、保護者の就学義務違反に対して、一定の場合に罰金刑の処罰規定を設けている（学校教育法 144 条・17 条）。
- (4) 正しい。私有財産制（憲法 29 条）と職業選択の自由（憲法 22 条）が保障されている以上、勤労せずに生活することを禁止することはできないが、勤労の能力があり、その機会があるにもかかわらず勤労しようとしなない者に対しては、生活保護法等の趣旨から国はその生活を保障すべき責任を負わない。
- (5) 正しい。憲法 30 条は、「国民」の納税義務を定めているが、これは納税義務者の範囲を日本国民に限定する趣旨ではなく、判例も、法律により納税義務を我が国に居住する外国人に課することができる旨判示している（東京地判昭 42・4・11）。

### 3 地方議会

正解（5）

- (1) 正しい。枝文のとおり。逮捕や捜索・差押えなど、相手方の不利益が大きい「強制の処分」（刑訴法 197 条）に類似する権限は認められていない（自治法 100 条 1 項）。
- (2) 正しい。警察事務も普通地方公共団体の事務であるから、調査権（自治法 100 条 1 項）の対象となる。しかし、国家の安全・個人の秘密を害することとなる事項に属する事務等は、調査権行使の対象とならない（自治法 100 条 1 項かつこ書）。
- (3) 正しい。地方公共団体の事務に関する調査権（自治法 100 条 1 項）は議会の権限であり、特別委員会に認められた権限ではない。そのため、特別委員会が調査権限を行使するためには、議会の議決による権限の委任を要する。
- (4) 正しい。国会議員は、不逮捕特権（憲法 50 条）及び免責特権（憲法 51 条）を有するが、自治法には地方議会議員に関するこれらの権限を認めた規定はない。

- (5) 誤り。普通地方公共団体の議会の議員は、条例案や懲罰議案など議会の議決すべき事件につき議案を提出することができる。しかし、予算については議案を提出することができない（自治法 112 条 1 項ただし書）。

4 警察法・現行犯人に関する職権行使 正解（3）

- (1) 妥当。警察法 65 条は、枝文の旨定めている。この権限を行使している場合には、暴行・脅迫が加えられれば公務執行妨害罪（刑法 95 条 1 項）が成立する。
- (2) 妥当。警察法 65 条の「いかなる地域においても」とは、日本の領土・領海の範囲内のみならず、日本の管轄権が及ぶその他全ての場所を含む。
- (3) 妥当でない。準現行犯逮捕の場合も含まれる。
- (4) 妥当。逮捕に伴う令状によらない捜索・差押え（刑訴法 220 条 1 項 2 号）や、凶器の捜検（警職法 2 条 4 項）も、当然、この権限に含まれる。
- (5) 妥当。警察法 65 条の定めは、現行犯人の逮捕に関する権限のみであって、その後の捜査を継続することまで定めたものではないので、逮捕した被疑者については、管轄の警察に引き渡される。

5 正当防衛 正解（3）

- (1) 正しい。侵害が予期された場合、「急迫」性を欠くかが問題となるどころ、判例は、侵害が予期されていたとしても、そのことから直ちに急迫性が失われるものではないとしている（最判昭 46・11・16）。
- (2) 正しい。防衛の意思と攻撃の意思が併存しているというだけであれ、防衛の意思を欠くことにならない。しかし、防衛に名を借りて積極的に攻撃を加える場合は、防衛の意思を欠くので、正当防衛（刑法 36 条 1 項）は成立しない（最判昭 50・11・28）。
- (3) 誤り。緊急避難（刑法 37 条 1 項本文）の場合とは異なり、正当防衛の場合は、「不正対正」の関係であるから、必ずしも当該行為が危険を避けるための唯一の方法であることを要するものではなく、補充性の原則は適用されない。
- (4) 正しい。防衛手段としての相当性が認められれば、防衛行為によって生じた結果がたまたま侵害されようとした法益より大きかったとしても、正当防衛の成立は否定されない（最判昭 44・12・4）。なお、緊急避難では、法益権衡が明文上の要件とされている。
- (5) 正しい。防衛行為は、侵害者に対して向けられた反撃行為として行われる必要がある。防衛行為が第三者の法益を侵害する場合、正当防衛は成立せず、緊急避難の成否が問題となるにとどまる。

## 6 通貨偽造の罪

正解（5）

- (1) 正しい。 通貨偽造罪（刑法 148 条 1 項）にいう「通用する」とは、我が国において強制通用力を有することを意味する。強制通用力を有する限り、引き続いての鑄造又は発行が停止されていても通貨に当たるが、古銭や廃貨のように、およそ強制通用力を失っているものは、本罪の客体である通貨とはいえない。
- (2) 正しい。 通貨偽造罪における「行使の目的」とは、偽造・変造の通貨を真貨として流通に置く目的をいう（東京高判昭 29・3・25）。したがって、枝文のような目的で通貨を偽造・変造しても、行使の目的を欠くので本罪は成立しない。
- (3) 正しい。 通貨偽造の実行の着手がある以上、技術が未熟で模造にしかならなかった場合であっても、通貨偽造未遂罪（刑法 151 条、148 条 1 項）が成立する。なお、通貨を模造しているので、通貨及証券模造取締法 2 条の罪にも該当するが、軽い本条違反の罪は重い通貨偽造未遂罪に吸収される。
- (4) 正しい。 偽造通貨等取得罪（刑法 150 条）における「取得」とは、偽貨を自己の占有に移す一切の行為を意味する。有償・無償を問わず、贈与を受けたり、他の物と交換したりするなどのほか、窃取、詐取、喝取等の行為による場合も、取得に当たる。
- (5) 誤り。 偽造通貨を行使する場合には、一般的に詐欺的行為を伴うのが通常であるので、詐欺罪の欺き行為は、偽造通貨行使罪の構成要件が予定しているものである。したがって、詐欺罪（刑法 246 条）は、偽造通貨行使罪（刑法 148 条 2 項）に吸収され、別罪を構成しない（大判昭 7・6・6）。

## 7 事後強盗罪

正解（1）

- (1) 誤り。 事後強盗罪（刑法 238 条）は目的犯であるが、本罪の既遂・未遂の区別については、犯人が逮捕を免れる等の目的を達したかどうかによって区別されるのではなく、窃盗の既遂・未遂によって区別される。
- (2) 正しい。 強盗予備罪（刑法 237 条）にいう「強盗の目的」には、刑法 238 条に規定する事後強盗を目的とする場合を含むと解されており、事後強盗罪にも予備罪の成立が認められる（最決昭 54・11・19）。
- (3) 正しい。 本罪における暴行・脅迫の相手方は、必ずしも窃盗の被害者に限られない。例えば、第三者に窃盗を目撃され逮捕されそうになった場合に、逮捕を免れようとして、これに暴行を加えれば本罪は成立する。

- (4) 正しい。事後強盗罪は強盗として論ぜられる以上、その暴行・脅迫は、通常の強盗罪（刑法 236 条）と同程度のもの、つまり、相手方の反抗を抑圧するに足りる程度のものであることを要する（大判昭 8・7・18）。
- (5) 正しい。本罪における暴行・脅迫は、「窃盗の機会」に行われることが必要である。枝文のように、当該窃盗とは全く無関係に行われた職務質問に際し、暴行・脅迫をした場合には、窃盗の機会に行われたとはいえず、本罪は成立しない（東京高判昭 27・6・26）。

## 8 告 訴

正解（1）

- (1) 誤り。告訴権（刑訴法 230 条）は、告訴権者が自らの意思で自由に処分できる性質の権利ではないから、告訴権者が告訴権を放棄することはできず（大判昭 4・12・16）、告訴権不行使の意思表示によって告訴権が消滅するわけではない（名古屋高判昭 28・10・7）。また、法人が被害者の場合、告訴権を有するのは法人そのものであるから、被害後に就任した代表取締役による告訴は、法人の告訴権が消滅していない限り有効である。
- (2) 正しい。被害者の法定代理人は、独立して告訴をすることができる（刑訴法 231 条 1 項）。法定代理人としての地位は、告訴時に有していればよく、被害時にその地位にあることを要しない。
- (3) 正しい。枝文のとおり。告訴を受理する権限も、口頭による告訴の調書を作成する権限も、検察官及び司法警察員にしか認められていない（刑訴法 241 条）。
- (4) 正しい。親告罪の告訴期間の起算日は、「犯人を知った日」である（刑訴法 235 条 1 項本文）。「犯人を知った日」とは、だれが犯人であるかを告訴権者が知った日を意味するが、継続犯の場合、告訴権者が犯罪の継続中に犯人を知ったときであっても、当該犯罪の終了日が起算日となる（最決昭 45・12・17）。
- (5) 正しい。刑訴法 237 条によれば、告訴は、公訴の提起があるまでは取り消すことができ（1 項）、告訴の取消しをした者は、再び告訴をすることができない（2 項）とされている。同条の規定上は「親告罪の」告訴という限定は付されていないが、同条は非親告罪には適用されないと解されている（東京高判昭 27・6・30）。したがって、非親告罪の告訴については、取消しや再告訴に関する制限はない。

## 9 準現行犯逮捕

正解（2）

- (1) 正しい。準現行犯逮捕するためには、刑訴法 212 条 2 項各号に当たる

者が、罪を行い終わってから間がないと明らかに認められる状況にあることを、逮捕者自身において認定することが必要である。したがって、職務質問によって初めて、その者が罪を行い終わってから間がないことが明らかになった場合には、準現行犯逮捕することはできない。

- (2) 誤り。 準現行犯逮捕の個別的要件の1つである「犯人として追呼されているとき」(刑訴法 212 条 2 項 1 号)とは、その者が犯人であることを明確に認識している者により逮捕を前提とする追呼ないし呼号を受けていることが、逮捕者にとって外見上明瞭である場合をいう。枝文の場合、被害者はいったん帰宅しており、追呼状態の連続性が完全に途切れていることから、「犯人として追呼されているとき」には該当せず、その者を準現行犯人として逮捕することはできない(大阪高判昭 40・11・8)。
- (3) 正しい。 現行犯人とみなされるためには、必ずしも逮捕の瞬間に刑訴法 212 条 2 項 2 号に掲げる物件を所持している必要はない。
- (4) 正しい。「身体又は被服に犯罪の顕著な証跡があるとき」(刑訴法 212 条 2 項 3 号)とは、犯罪行為そのものによって、身体や被服に、外部的又は客観的に明白な証跡が生じている場合をいう。枝文の場合、法定量を超えるアルコールの摂取が客観的に明白であるから、「身体又は被服に犯罪の顕著な証跡があるとき」に当たる(名古屋高判平元・1・18)。
- (5) 正しい。 警察官が犯人と思われる者を懐中電灯で照らし、警笛を鳴らしたのに対し、相手方が警察官と知って逃走しようとしたときは、口頭で「だれか」と問わないまでも、「誰何されて逃走しようとするとき」(刑訴法 212 条 2 項 4 号)に当たる(最決昭 42・9・13)。

## 10 接見交通権

### 正解 (1)

- (1) 誤り。 身体の拘束を受けている被疑者は、弁護士又は弁護士選任権者の依頼により弁護士となろうとする者と立会人なくして接見することができる(刑訴法 39 条 1 項)。ここにいう「弁護士となろうとする者」とは、弁護士選任権者から弁護士になるよう依頼を受けているが、選任届を提出していないなど選任手続を完了していない者をいう。弁護士選任権者から弁護士の依頼を受けているが、態度を保留しつつ接見の申出をしてきた弁護士は、これに当たらない。
- (2) 正しい。 勾留中の被疑者についての接見等禁止処分は、被疑者とその親族、友人、その他一般人との間の接見・物の授受等を禁止するものにすぎないので(刑訴法 207 条 1 項・81 条)、接見等禁止処分を受けている被疑者であっても、弁護士と立会人なく接見することができる。
- (3) 正しい。 弁護士の接見等に関する刑訴法 39 条 1 項の「立会人なくし

て」の文言は、「接見」のみにかかり、「書類若しくは物の授受」にはかからないので、書類又は物の授受に関しては立会人を置くことができる。

- (4) 正しい。 弁護人によって、弁護士倫理に反する捜査妨害等の行為が行われたとの合理的疑いが、客観的証拠に基づいて認められる場合には、当該接見は接見交通権の濫用にほかならないので、接見内容を取り調べることができる。
- (5) 正しい。 捜査機関は、捜査のため必要があるときは、公訴の提起前に限り、接見指定をすることができ（刑訴法 39 条 3 項本文）、公訴の提起後は、捜査機関が接見指定権を行使することはできない（最決昭 41・7・26）。